

提案書評価基準

1 評価事項

表1 基本的評価事項

	評価の視点	配点	評価点					
			A社	B社	C社	D社	...	
業務実施体制 (140点)	管理技術者	①実績内容	30					
		②手持ち業務量	10					
		③技術資格	20					
	照査技術者	④技術資格	20					
	主たる担当 技術者	⑤実績内容	30					
		⑥手持ち業務量	10					
	担当技術者 含む	⑦技術資格・経験	20					
業務実施方針・提案内容 (45点×7人 =315点)	⑧業務及び工程計画	15×7人						
	⑨自動運転に対応した道路計画、 景観・維持管理等に配慮した デザインについて	10×7人						
	⑩工期、施工方法等を配慮した設計について	10×7人						
	⑪総合的なコスト縮減について	10×7人						
その他 (10点×7人 =70点)	⑫取組意欲	5×7人						
	⑬理解度	5×7人						
企業としての取組 (12点)	⑭～⑰ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組、健康経営に関する取組	12						
評価の合計 (537点)		537						

2 評価方法

(1) 「業務実施体制 (様式9～11)」に関する評価 (①～⑦)

ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行う。

イ 評価は各項目5点満点とし、A=5点、B=3点、C=0点とする。

例えば、③の場合、評価がAであれば、 $20 \times 5 / 5 = 20$ 点

評価がBであれば、 $20 \times 3 / 5 = 12$ 点

評価がCであれば、 $20 \times 0 / 5 = 0$ 点

ウ 但し、①～⑥について評価項目が評価Cに該当すると原則欠格となり、特定しない。

エ 類似業務とは、以下の業務とする。

平成 26 年度以降に完了した業務で、自動運転に対応した道路空間に関する検討業務、シールド工法によるトンネルの設計業務又はバスターミナルを含む施設の設計業務実績のうちいずれか、応募者が本業務と類似する実績と判断するもの。最新の実績を優先する。

オ 予定技術者の技術資格及び配置

管理技術者 : 技術士（総合技術監理部門）

照査技術者 : 技術士（総合技術監理部門）

主たる担当技術者含む担当技術者 : 技術士（建設部門：「トンネル」）、技術士（建設部門：「道路」）、技術士（建設部門：「都市及び地方計画」）、一級建築士

※主たる担当技術者含む担当技術者の保有資格について、一人の担当技術者が複数の資格を保有していた場合でも、申請は 1 種類のみとし、1 種類で計上

※主たる担当技術者含む担当技術者の保有資格について、複数の担当技術者が同じ資格を保有していた場合、保有資格は 1 種類で計上

カ 手持ち業務量

管理技術者 : 公告日において、技術者として携わる業務が 10 件未満であること

主たる担当技術者 : 公告日において、技術者として携わる業務が 10 件未満であること

(2) 「業務の実施方針・提案内容（様式 12～15）」に関する評価（⑧～⑪）

ア 各評価項目について、◎、○、□、△、▲の 5 段階評価を行うことを標準とする。

イ 評価は各項目 10 点満点とし、◎=10 点、○=8 点、□=5 点、△=2 点、▲=0 点とする。

例えば、⑧の場合、評価が◎であれば、 $15 \times 10 / 10 = 15$ 点

評価が○であれば、 $15 \times 8 / 10 = 12$ 点

評価が□であれば、 $15 \times 5 / 10 = 7.5$ 点

評価が△であれば、 $15 \times 2 / 10 = 3$ 点

評価が▲であれば、 $15 \times 0 / 10 = 0$ 点

ウ 評価の考え方

◎：優れた提案内容となっている

○：かなり掘り下げた内容となっている

□：標準的な提案内容となっている

△：もう少し掘り下げた検討が必要と思われる

▲：設計者の取り組み意欲が感じられない

(3) 「その他」に関する評価（⑫、⑬）

ア 各評価項目について、A、B、C の 3 段階評価を行う。

イ 評価は 5 点満点とし、A = 5 点、B = 3 点、C = 0 点とする。

(4) 「企業としての取組」に関する評価 (⑭～⑰)

該当する項目は2点 (A評価)、該当しない項目は0点 (B評価) とする。

(5) 各評価項目の評価の視点は表2のとおり。

表2 評価の視点

評価の着目点		評価		
		A	B	C
管理技術者	①過去10年間の類似業務の実績 (評価Cは欠格)	本業務と類似する高度な実績がある(5件以上)	A Cに該当しない	類似する実績がない
	②手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む) (評価Cは欠格)	手持ち業務が10件未満	—	手持ち業務量が10件以上
	③技術資格の有無 (評価Cは欠格)	技術士(総合技術監理部門)及び技術士(建設部門:「トンネル」)を保有する	技術士(総合技術監理部門)を保有する	保有していない
照査技術者	④技術資格の有無 (評価Cは欠格)	技術士(総合技術監理部門)及び技術士(建設部門:「トンネル」)を保有する	技術士(総合技術監理部門)を保有する	保有していない
主たる担当技術者	⑤過去10年間の類似業務の実績 (評価Cは欠格)	本業務と類似する高度な実績がある(5件以上)	A Cに該当しない	類似する実績がない
	⑥手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む) (評価Cは欠格)	手持ち業務が10件未満	—	手持ち業務量が10件以上
含む主たる担当技術者	⑦技術資格の有無	2(1)オに指定する資格を3種類以上保有している	2(1)オに指定する資格を1または2種類保有している	保有していない

業務実施方針	⑧全体計画の策定に向けて、必要な作業内容が具体的に整理され、妥当な工程計画となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の地域特性が把握できている。 ・跡地利用計画による地域への影響が的確に捉えられている。 ・実施予定期間内に終わられる工程となっている。 ・実施予定期間より早く終わられる工程となっている。 		
提案内容	⑨自動運転に対応した道路計画、景観や維持管理等に配慮したデザインについて独創性、実現性の高い提案がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・独創性の高い具体的な提案がある。 ・実現性の高い具体的な提案がある。 ・新たな交通の導入予定ルートの特徴を把握し、景観や維持管理等に関して具体的な提案がある。 		
	⑩工期、施工方法等を配慮した設計について独創性、実現性の高い提案がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・独創性の高い具体的な提案がある。 ・実現性の高い具体的な提案がある。 ・新たな交通の導入予定ルートの特徴等を把握し、配慮事項について、具体的な整理がされている。 ・本事業の各種工事施工中における工期短縮に配慮された設計上の提案がある。 		
	⑪総合的なコスト削減に関する事項について独創性、実現性の高い提案がなされているか	<ul style="list-style-type: none"> ・独創性の高い具体的な提案がある。 ・実現性の高い具体的な提案がある。 ・新たな交通の導入予定ルートの特徴等を把握し、総合的なコスト削減に関して具体的な提案がされている。 		
その他	⑫企業・担当者の取組意欲があるか	強い意欲が認められる	A Cに該当しない	意欲が認められない
	⑬業務の内容を的確に把握・理解しているか	特に優れている	A Cに該当しない	妥当でない
企業としての取組	⑭次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合にのみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—
	⑮女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—
	⑯次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	取得している、または認定されている	取得していない、又は認定されていない	—
	⑰青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	認定されている	認定されていない	—

	<p>⑱障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.3%の達成</p>	<p>達成している (従業員 43.5人 以上)、 又は障 害者を 1人 以上 雇用 して いる (従業員 43.5 人未 満)</p>	<p>達成して いない (従業員 43.5 人 以上)、 又は 障害 者を 1人 以上 雇用 して い ない (従業員 43.5 人未 満)</p>	<p>—</p>
	<p>⑲健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証</p>	<p>認定若しくは 認証を受けて いる。</p>	<p>認定若しくは 認証を受けて いない。</p>	<p>—</p>